

令和3年第11回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年11月9日（火）
午前10時00分開会 午前11時20分閉会
2. 場 所 山崎本社 みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）
1階多目的ホール
3. 出席委員（農業委員13名）

1 番 中田 安義	2 番 木浦 紀幸	3 番 神鳥 正貴
4 番 中山 誠治	5 番 岡 真由美	6 番 古川 憲吾
8 番 梶原 安行	9 番 是佐 恵美子	10 番 山田 政則
11 番 河井 孝之	12 番 岩木 國明	13 番 沖村 弓枝
14 番 河野 義刀		

（推進委員12名）

登 宏太郎	岩本 博志	吉田 雅子	岡村 昭男
小西 礼子	三田 邦男	黒田 球貴	松井 祥壮
堀田 良昭	安井 多佳子	清水 透	倉本 良夫
4. 欠席委員（1名）
7 番 宮本 孝博
5. 議事録署名委員
8 番 梶原 安行 9 番 是佐 恵美子
6. 会議に出席した委員以外の者
7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	河内 光也
係 長	比良 大助
主任主事	武田 枝梨加
（佐伯支所）主任専門員	西田 昭子
（吉和支所）主任主事	平井 翔太
（大野支所）主任主事	奥田 規之
（宮島支所）主任主事	平岡 滋
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
 - (1) 議案第 51 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第 52 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (3) 議案第 53 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第 54 号 廿日市市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について

《報告事項》

 - (1) 報告第 1 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

《協議事項》

(1) 協議第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定するする別段の面積
について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局長	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 3 年第 11 回廿日市市農業委員会総会を開会をいたします。 まず、本会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、1 名の欠席です。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員を指名をいたします。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、8 番の梶原委員、9 番の是佐委員さんをお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案としますが、番号 290 番、300 番については、議席番号の 2 番の木浦委員が関係する案件のため、先に 289 番と 291 番、299 番を審議をいたします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について のうち、番号 289 番、291 番、299 番について説明させていただきます。 それでは座って説明させていただきます。 議案書は 2 ページに総括表、3 ページ・4 ページに内訳、位置図は 1 ページ・3 ページ・4 ページになります。 番号 289 番、農地の所在地は、地御前北二丁目、登記地目は畑です。面積は 1 筆の 316 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難なためで、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 番号 291 番、農地の所在地は、浅原字西ケ迫、登記地目は田及び畑です。面積は 6 筆の 4,702 平方メートルの申請です。

	関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難となり、自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は新規農業経営を始めるため、自宅と一緒に譲り受けるため、有償の所有権移転です。 次に、番号２９９番、農地の所在地は、下の浜、登記地目は畑です。面積は１筆の２４７平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は親の介護で多忙のため耕作困難なため、譲受人は経営規模拡大のため、有償の所有権移転です。 いずれも、譲受人は保有する機械等から判断して農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第５１号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２８９番、２９１番、２９９番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をよろしくお願いいたします。 ２８９番、中山委員さん、２９１番、古川委員さん、２９９番、吉田委員さん、よろしくお願いいたします。
４番委員	４番の中山です。１０月１３日に事務局と確認しました。位置図は１ページです。この地御前北２丁目は、２か月ぐらい前に〇〇さんという方が、ここの現地を取得されておりまして、今回はその手前をということで一緒に取得されたのだと思います。地図上では、非常に便利がよさそうに見えるのですが、廿日市市営住宅の裏に一段高くなって階段になっています。ここは大変なので、畑なら何とかなると、確認をしました。周辺農地には別に被害とかは出ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
３番委員	２９１番について、ご報告をいたします。３番の古川でございます。１０月２０日に安井推進委員と事務局２名で現地の確認を行いました。位置図につきましては、３ページでございます。３ページをご覧ください。〇〇さん所有の住宅を、地図でいいますと、囲むようにございます第１種の整備田で、これが対象農地ということになります。〇〇さんは高齢のために、これまでも他の方に利用権を設定され、その方が確認日に、現在におきましても耕作をされており、適正に管理されております。畑として活用されて、一部は長ナス栽培もされておりまして、また、確認をした時にはそれが植わっているという状況でもございました。今回、住宅を併せて新規に農業を始められるということで、〇〇さんに

	売却ということになったものでございます。特に問題等はなく、ずっと空き家になっておりましたので、この空き家も解消されて、住人が増えてよい事だとも考えます。 ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
吉田推進委員	推進委員の吉田です。２９９番についてご説明いたします。地図は４ページです。住宅に囲まれた少し入口の狭い感じの場所になります。現地へは１０月１５日に山田委員と事務局とで行き、確認いたしました。現在の状況は、親の介護で多忙のためということで、休耕されています。草刈り等はされていて、果樹が少し植えてありました。譲受人の〇〇さんが近くに住まれて、ジャガイモ、ナス等を耕作される予定です。特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは、この件につきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見ないようでございますので、お諮りをいたします。 議案第５１号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２８９、２９１番、２９９番について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５１号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２８９番、２９１番、２９９番について、許可することに決定をいたします。 続いて、同じく議案は５１号ですが、農地法第３条の規定による許可申請についてのうちの２９０番、３００番について議案としますので、議席番号２番の木浦委員、ご退席をお願いをいたします。 ＝木浦委員 退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第５１号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２９０番、３００番について説明させていただきます。 議案書は２ページに総括表、３ページ・４ページに内訳、位置図は２ページと５ページになります。 番号２９０番、農地の所在地は、玖島字北川上、登記地目は田

	です。面積は2筆の558平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人は申請地裏の家屋敷と一体的に買い受け耕作する、有償の所有権移転です。 番号300番、農地の所在地は、峠字横林、登記地目は田です。面積は1筆の889平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は現在譲受人が耕作しているので譲り渡したいため、譲受人は自宅に近く譲渡人から借りて耕作しており譲り受けるための、無償の所有権移転です。 いずれも、譲受人は保有する機械等から判断して農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号290番、300番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いをいたします。 290番、清水委員さん、300番、三田委員さん、よろしくお願いいたします。
清水推進委員	推進委員の清水です。290番について説明させていただきます。位置図は2ページとなります。地図の真ん中に青い線が入っておりますが、これは県道です。県道沿いの赤い斜線のところが、このたびの農地の移転です。その小さい道路の上側に四角い絵が描いてありますが、あれと一緒に買われた家となっております。 10月15日、梶原委員、事務局と現地調査を行いました。譲渡人、〇〇さんは、50年ぐらい前に家を出られまして、今廿日市市内に住んでおられます。高齢のため、耕作が困難で何十年も放棄してこられました。このたび、今回申請された農地の裏にある家屋敷も一緒に譲られたそうです。買い取られた〇〇の〇〇さんが管理されるということです。また、農地もかなり荒れておりますので、また菜園を再開されるということですが、見守っていきたいと思っております。周辺農地等にも影響は考えられず、特に問題はないと考えられます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
三田推進委員	推進委員の三田です。300番について説明をいたします。 10月18日に河井委員と事務局で現地確認を行っております。これは、弟の〇〇さんが既に廿日市市大野に出られ生活されており、実家を受け継いだ長男の〇〇さんが弟の農地889平方メートルを含め、今も管理されているということから、弟がお兄

	さんに譲り渡すものです。地図を見ていただきたいのですが、網かけの左側、それと上のほうにある農地につきましては、お兄さんがずっと面倒を見てきているということです。それと地図中の網掛け印の上に家がありますが、これはお兄さんが管理している倉庫でして、さらにその上はお兄さんが住んでいる自宅となります。 本件につきましては、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、この2件についてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号290番、300番について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうちの番号290番、300番について、許可することに決定をいたします。 木浦委員さん、席へお戻りください。 ＝木浦委員 復席＝
議長	それでは、議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いをいたします。
事務局	議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は2ページに総括表、5ページに内訳、位置図は6ページになります。 番号292番、農地の所在地は、友田字橋桁で、登記地目は田及び畑です。面積は2筆の423平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、貸駐車場及び進入路として利用するためですが、農地の一部が既に進入路として利用しているため始末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

	以上で、議案５２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ２９２番については、河井委員さん、お願いします。
１１番委員	１１番の河井です。農地法第４条の許可申請２９２番について説明をいたします。１０月１８日に、小西委員と事務局と現地確認をしております。場所は地図の６ページで、真ん中側にスーパーマックスバリュ佐伯店という店がありますが、その裏側の市道に面した場所になります。申請人の〇〇さんは西区井口に住んでおられて、高齢のため農地としての管理が難しいので、貸駐車場１０台分として利用するために、整備されるものです。進入路が既に整備されておりますので、始末書が提出されております。近くの農地は、奥側が１面ほど面しておりますが、小型の車を置く駐車場ですので、日陰になるとか、そのような問題はないものと思います。以上です。
議長	それでは、この案件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをします。 《委員より異議等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第５２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第５３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第５３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は２ページに総括表、６ページに内訳、位置図は３ページになります。 番号２８７番、農地の所在地は、浅原字西ケ迫の第２種農地で、登記地目は田、面積は１筆の１５２平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、倉庫及び庭敷地として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず、既に倉

	庫及び庭敷地として利用しているため、顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第５３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。 古川委員さん、お願いします。
６番委員	６番の古川です。 現地は、１０月１１日に安井推進委員と事務局２名で確認をいたしております。前の２９１番の時にも説明がありました。住宅を売却ということで、確認に行った時ですけれども、別途住宅の前庭として一部が利用されており、石垣をついて宅地を造成したかのように見える状況です。ですから、住宅の建築当時から倉庫の敷地あるいは庭の敷地として利用されていたものと推測される状況でございます。一連の売買によって、書類の整理をしている過程から発覚したということだと思いますけれども、現状を確認するしかほかはないと考えます。ご審議をお願いいたします。以上です。
議長	これにつきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお伺いをいたします。 よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りします。 議案第５３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第５４号 廿日市市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５４号 廿日市市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明させていただきます。

議長	皆さんに事前にお配りしております「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をご覧ください。 この農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、平成28年4月施行の農業委員会法で規定され、今後の活動の指針として、平成30年4月26日に策定したものの今回見直しを行うものでございます。 この指針では、最終目標を令和5年3月までとしておりますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期の3年ごとに見直すこととされておりますので、今回議案として提出させていただいたものでございます。 なお、表の中にあります目標、令和5年3月、一番下のところでございますけれども、数字は、平成30年の当初に策定した数値をそのまま表した数値でございます。 それでは、改正についてご説明いたします。 最初に、管内の農地面積、第2です。管内の農地面積目標設定でございますが、近年の農地台帳面積の集積から年間10ヘクタールの減少としております。遊休農地面積につきましては、令和3年3月時点で5.3ヘクタール、遊休農地の割合が0.45%と若干の改善が見られておりますが、管内の農地面積の減少もありますし、毎年の遊休農地の割合は今までどおり0.5%とし、遊休農地面積を反映させております。 続いて、2ページをご覧ください。 2番の担い手への農地利用集積についての農地利用集積目標です。 集積面積につきましては、192ヘクタール、現在。令和5年3月には198ヘクタールを目指すこととしております。 続いて、3ページ、担い手の育成・確保をご覧ください。3ページ目をご覧ください。 担い手の育成・確保についての数値でございます。 総農家数につきましては、1,242戸で当初掲げた目標数値を下回っておりますけれども、今後は、この現状維持を目標としたいと思います。認定農業者、認定新規就農者は毎年3経営体以上の増加を目指すことといたします。 続いて、4枚目をご覧ください。 新規参入の促進目標についてでございます。 こちらは、現状、新規参入者数、取得面積とも目標を達成しておりますが、今後についても従来どおり毎年4人、取得面積1.5ヘクタールとし、新規参入者の増加を目指してまいりたいと思います。 議案第54号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、以上でございます。 ただいま、事務局から指針について説明がありました。これについて、皆さんからの適切なご意見等があれば伺いいたします。
-----------	---

	この目標でいいですか。ご意見ございませんか。
10番委員	この令和5年の3月の目標について、以前どのような話しでしたか。
事務局	はい、あくまでこの令和5年3月の目標につきましては、当初、平成30年4月26日に策定しました当初の目標を、その5年後を見越した目標を今、掲げております。特に今回見直したという数値ではございません。
10番委員	ですから、このままこの目標で、今回この同じ目標値でいくということですか。
事務局	そうです。現在は目標値はそのまま、あくまでこの3年ごとの改選時の見直しということで、今年度、令和3年3月の現状の数値を皆様にご紹介というか、お見せするものでございまして、また、令和5年3月に新たにこの指針を策定をする時には、また5年後の目標を新たに作成することになります。
10番委員	それでは、今、ここに書いてある令和5年の3月という、この目標は、全然意味ないということですか。
事務局	そうです。当初立てた数字をそのまま持ってきています。
10番委員	また後から目標をするということですね。
事務局	すみません。当初30年の4月に、目標令和5年の3月ということで、この数値を出しているのですがけれども、改選時ごとにこの計画の数字を見直すということがありまして、その途中経過として、今現状の数字を令和3年3月の数字を載せており、その目標との対比をするために、令和5年の目標を載せております。
10番委員	ものすごく分かりにくいですね。令和5年というのは、今現在立てた目標からのものですか。
事務局	以前、平成30年の時に、目標で掲げられて、この指針を出していたかと思うのですがけれども、あくまでもこの委員改選期における途中経過ということです。
10番委員	途中経過か。分かりました。令和5年の3月はこういう目標でやるために新しく設定した目標だと思って、初めから読んだからね。
事務局	平成30年の4月に設定した目標であって、途中経過と対比ということです。

10番委員	分かりました。
事務局	新たな目標といたしましては、令和5年の4月に、また5年後の目標を設定するということになります。
議長	それが、今の改選期の3ページの新規参入18人が、目標は3年以内に11人に下がるということですね。 ほかにございませんか。 古川委員。
6番委員	すみません、2ページのところにあります担い手の農地利用の集積・集約化の(1)の目標設定の考え方のございます最後の行ですけれども、集積面積は毎年3ヘクタールを集積するということで、毎年3ヘクタールを平成30年度から継続していくと、令和5年3月にはこの目標を達成するという計画ということですのでよろしいですね。
事務局	はい。 3つの経営体が入っているので、かなり集積はされていると思います。
6番委員	ということですよ。もう1点、次のページに、(2)の担い手への集積に向けた具体的な推進方法の一番最後のところで、よく分からないのですが、終わりからの2行目、「農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用」ということが書いてあるのですけれども、この農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業というのはどういうことか、農地中間管理機構に任せるとできるのか、ご教授をお願いいたします。
事務局	すみません。簡易な基盤整備、うちはないので、手を挙げたりしてないです。ですから、この例文を載せてはいけない文言だと思います。 全然、これで大丈夫とは思いますが、農地中間管理機構、この基盤整備事業を活用したいという思いで、この当時は作っているのだと思います。載せていても特に問題はないと思うのですが。
議長	梶原委員さんも前に言われましたが、貸し借りして、農地中間管理機構で基盤整備をしたらどうかということがありました、今はまだ農地を転売というのは出ていませんが、今非常に農地が荒れておりますよね。今は現状で残念ながら荒れてしまっておりますが、これは一応その利用権設定については目標として、ここへ文言はまだからあがっているわけで、これは今のその地域もまだ行っていないということですね。

8 番委員 議長	あれからどのようになっておりますか。遊休農地になるのか、ならないのか。 キノコの栽培をしたい等で、良い農地はないかと言われた時には、あそこを紹介するのですが、貸手のほうになかなかいろいろあるのでしょうかね。オーケーという話が出なかったので、今もそのままになっています。その後、この間見ると、端のほう草が刈ってはあるので、管理をするという意志はあるのでしょうか。また、先ほど話があったのですが、事務局の方からどこか良いところがないですかというような話が、今から出てくるかも分からないので、あそこを紹介したらいいですねと地元のほかの委員さんとも今、話をしているのです。今のよう、整備もされてないというのも一つはネックにもなるかと思います。今のこの農地中間管理機構へ預けて、そこで簡易な整備をして、その負担というのは、その借手が恐らく払うというような格好には、なるのだと思うのです。農地中間管理機構がその整備費を払うというようなことはないのだと思うのですね。そういう話合いもしていかなければならないのではなかろうかと思います。 それと、ここにある今（２）の担い手への農地の利用集積ということで、今、玖島にも新規就農で何人かが入っておられますが、それが人・農地プランの関係で、その地域の担い手と位置づけておりますけれども、その担い手がその地域での経営体になれるのかどうなのかというのが一つ。農地プランであればそこでの経営体に位置づけないといけない。一応は位置づけてはいるけれども、それでは実際にそういった活動がしていけるのかということで、新規就農というのがここにも挙げてあります。けれども、そうした地域での経営体になれるような経営をしていただくという、水稲もあれば露地の野菜もあるという、施設だけでなしに、そういった幅広い経営をしていくという格好にしていかなないと、新規就農者がどこの担い手として経営体になれるかということが大きな課題だと思います。そこをもう少し、今のよう施設ではなく、幅広い経営ができると、露地も水稲もというような格好にできるといいのでは。 新規就農については、そういう形がもっともでしょうし、そうあるべきだと思います。そこはまた農林水産課が努力しないといけないだろうとおもいますし、前段の耕作放棄地になりかけたところについては、農協職員でもあるので、今のお考えがあつてのことを地域が進めていただければいいかなと思っております。 ほかにございますか。 ないようですので、お諮りをいたしますが、よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
------------------------	--

議長	それでは、議案第５４号 廿日市市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について、決定することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５４号 廿日市市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は８ページ、位置図は７ページ・８ページになります。 今月の報告は、令和３年９月１３日から令和３年１０月１１日までの間に受理した２件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号２５０番につきましては、過去に転用届出が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出については、報告を終わります。 報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は９ページから１１ページ、位置図は７ページ・９ページから１３ページになります。 今月の報告は、令和３年９月１３日から令和３年１０月１１日

	までの間に受理した 9 件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告を終わります。 続いて、協議事項に入ります。 協議第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	協議第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について説明させていただきます。 別段の面積につきましては、先月の総会で各支部で意見の取りまとめをお願いしております。本日、各支部長から別段の面積について、意見をお伺いしたいと思います。 以上で、協議第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について説明を終わります。
議長	ただいま事務局の説明が終わりました。各地域の状況を報告していただきたいと思います。 廿日市の支部長、是佐委員、よろしくお願いします。
9 番委員	廿日市の支部としましては、だんだん農地もなくなっていくような状況ではありますが、耕作放棄地もあまりないようで、何かスムーズに行っているのではないかと思います。いいと思います。
議長	それでは、続いて、佐伯地域の支部長、河井委員、よろしくお願いします。
1 1 番委員	それでは、佐伯地域においてもこの 1 年間、何も問題になることはなかったのですが、この 10 アールでよいと思います。また、空き家の 1 アールもこのままでよいと、このように考えております。

	以上です。
議長	続きまして、吉和地域の中田支部長さん、よろしくお願いします。
1 番 委 員	吉和は部会を 1 0 月 2 8 日に開いて協議をいたしました。面積については特に問題はないという結論になりました。
議長	続いて、大野・宮島地域の支部長、山田委員さん、よろしくお願いします。
1 0 番 委 員	別に問題ないということです。ただ、空き家に附属するというのが、空き家バンクに登録しているのに限るのか、それともバンクには登録していないが、空き家もセットで買うというのでもいいのか、その辺はどうなのですか。
事務局	あくまで空き家バンクに登録して、それに付随する農地で、1 0 0 平米を超えていたらというような条件でございます。
1 0 番 委 員	それで、空き家バンクに登録してないけれども、家屋と一緒にその土地を買いたいという時には、これはもう 1 0 アールということになるのですか。
事務局	はい、下限面積 1 0 アールが適用されます。
1 0 番 委 員	分かりました。それは、そう決まりならそれでいいでしょうが、ただ、空き家バンクに登録している農地のついでに件数というのはどのくらいあるのですか。
事務局	今、全て売れてゼロです。ただ、1 1 月、今月に 1 件、飯山の方でです。
1 0 番 委 員	出るの。
事務局	はい。住宅政策課からの話があって、出ると思います。
1 0 番 委 員	ああ、そう。分かりました。
議長	それぞれ、地域の支部長さんから発言をいただきました。 ほかに皆さんのほうからご意見がありますか。
	《委員より異議等なし》
議長	ないようでございます。 それでは、この件につきまして、次回の総会で最終決定をさせ

議長	ていただきたいと思いますので、これで農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積については、協議を終わります。 以上で、協議を終わります。 次回、第 1 2 回農業委員会総会は 1 2 月 3 日金曜日、廿日市市役所の 7 階会議室で開催する予定にしております。よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。
----	---

(閉会 午前 1 1 時 2 0 分)

以上のとおり会議の顚末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 1 2 月 3 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（8 番委員）

廿日市市農業委員会委員（9 委員）
